

保 護 者 様

五泉市立五泉北中学校長 佐藤 元

感染症による出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	2 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	4 風疹	発疹が消えるまで
	5 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	6 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	7 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	8 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	9 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名 さん

診 断 名 ()	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初 診 日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
令和 年 月 日 医 療 機 関 名	

＜参考＞ 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ 痘そう ○ ペスト ○ ラッサ熱 ○ ジフテリア ○ 新型インフルエンザ ○ 鳥インフルエンザ (H5N1) ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 南米出血熱 ○ マールブルグ病 ○ 急性灰白髄炎(ポリオ) ○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS) ○ 中東呼吸器症候群
第 2 種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ (H5N1を除く) ○ 麻疹 (はしか) ○ 風疹 (三日ばしか) ○ 咽頭結膜熱 (プール熱) ○ 新型コロナウイルス感染症 ○ 百日咳 ○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) ○ 水痘 (水ぼうそう) ○ 結核
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 腸チフス ○ パラチフス ○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病) ○ その他の感染症 ・ 溶連菌感染症 ・ マイコプラズマ肺炎 ・ 細菌性赤痢 ・ 手足口病 ・ ウイルス性肝炎 ・ 流行性角結膜炎 (はやり目) ・ ヘルパンギーナ ・ 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) ○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157) 等

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より